

平成27年3月10日

「相続について」

～磯野波平が死亡したら～

弁護士 浅井裕貴

第1 相続財産の範囲

1 原則

死亡者の一切の資産と一切の借金

2 例外

- (1) 祭祀（さいし）財産（墓・仏壇・遺体・遺骨）→慣習または波平の指定
- (2) 香典→葬儀費用
- (3) 退職金・遺族年金→それぞれの内規どおり
- (4) 生命保険金→指定された受取人（受取人が波平の場合に限り相続財産）

第2 遺言書がない場合に相続人になる人（＝法定相続人）

1 配偶者と子がいる場合

→配偶者2分の1、子2分の1（複数なら頭割り）

例 フネ・サザエ・カツオ・ワカメが健在の場合

2 子がおらず、配偶者と死亡者の親・祖父母しかいない場合

→配偶者3分の2、親・祖父母3分の1（複数なら頭割り）

例 サザエ・カツオ・ワカメが存在せず、フネと波平の父親が健在の場合

3 子ども親・祖父母もおらず、配偶者と死亡者の兄弟姉妹しかいない場合

→配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1（複数なら頭割り）

例 サザエ・カツオ・ワカメ・波平の親や祖父母が存在せず、フネと海平・ナギエが健在の場合

4 その他

(1) 死亡者よりも前に法定相続人が死亡していたら、法定相続人の子が法定相続人となる (代襲相続)

例 波平の死亡時よりも前にサザエが死亡していた場合

(2) 相続については、胎児も法定相続人となる

ア 例 フネ・サザエ・カツオが出生しており、フネがワカメを妊娠していた場合

イ 例 フネがサザエを妊娠しており (カツオ・ワカメは不存在)、海平・ナギエが健在で、波平の親・祖父母は死亡していた場合

第3 遺言書がある場合に相続人となる人

1 原則

遺言書に書いてある人 (法定相続人でなくても良い)

例 波平が、生前、「ノリスケに相続財産の全てを相続させる」という遺言書を書いていた場合

2 例外

(1) 遺留分

法定相続人のうち、配偶者・子・親・祖父母は (兄弟姉妹は含まない)、法定相続分の半分までは、相続財産を請求できる (遺留分)。

例 波平が、生前、「ノリスケに相続財産の全てを相続させる」という遺言書を書いていた場合で、サザエが、遺留分を請求した場合

第4 遺言書の種類

1 公正証書遺言

公証役場で作った遺言書。公証人の確認が入っているので、死亡後に遺言書の解釈で揉めるリスクはかなり低い。費用は安くないが、出来るだけ公正証書遺言にした方が良い。

2 自筆証書遺言

本文・日付・名前を全部自筆（ワープロ・パソコンは不可）で書いて、押印（実印でなくても良いが、実印の方が無難と思われる）した遺言書。

自分一人で作れるため、死亡後、遺言書の解釈で揉めるリスクが高い。公証役場まで行く体力がなく、かつ、公証人の自宅出張すら待てないくらい容態が悪化したときのような限定的な場合にのみ使うべき。

3 秘密証書遺言

滅多に使われないので割愛

第5 相続分の修正

1 特別受益

死亡者の生前、相続人の一部が、死亡者の資産を受け取っていた場合、受け取っていた相続人が相続できる資産が減らされることがある。

例 波平が、生前、カツオに対してのみ、進学資金として、大金を与えていた場合

2 寄与分

死亡者の生前、法定相続人の一部が、死亡者の資産の維持・増加に貢献した場合、貢献した相続人が相続できる資産が増加することがある。

例 カツオが、生前、波平に高級自動車を買ってあげていた場合

第6 相続の方法

1 単純承認

原則どおり、死亡者の一切の資産と一切の借金を相続すること

2 相続放棄

(1) 概要

死亡者の一切の資産と一切の借金を放棄すること

死亡者の死亡を知ってから、3か月以内に、家庭裁判所に「相続放棄の申述（しんじゅつ）」をしなければならない。

話し合いで相続分を0にただけでは、相続放棄とはならない。

(2) 効果

相続放棄をした人は不存在と見なされる。

例 サザエ・カツオ・ワカメが相続放棄をした場合

3 限定承認

死亡者の資産の範囲で、借金を相続すること。

滅多に使われないので割愛

第7 相続人がいない場合（相続人が全員相続放棄をした場合も含む）

1 借金の返済

死亡者の資産から、死亡者の借金の返済をする。

2 特別縁故者へ与える

借金を完済しても資産が余った場合には、「特別の縁故」がある人（死亡者と一緒に生活をしていたり、生前、死亡者の療養看護に尽くしたりした人など）に対し、資産が与えられることがある。

「特別の縁故」がある人の例としては、内縁の夫婦、事実上の養親子、未認知の子、報酬以上に献身的に看護に尽くした付添看護師、死亡者により永年経営されていた学校法人など。

つまり、内縁の妻は、相続人がいる場合、遺言書がないと、内縁の夫の遺産を全く受け取れない。

3 国庫へ帰属

特別の縁故がある人に資産を与えてもなお余ったり、そもそもいなかったりした場合には、資産は国に納められる。